

2024年11月28日

寝屋川市長
広瀬 慶輔 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和
北河内地域協議会
議長 大艸 博之
寝大畷地区協議会
議長 澁谷 篤志

2025（令和7）年度 政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの府民生活向上に向けた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たち連合大阪は、大阪府域で働く者を代表する組織として、暮らしの底上げや格差是正など、働く者が公正に報われる社会の実現に向け、様々な活動に取り組んでいます。

そうした活動の一環として、誰もが安心して働き、生活できる元気な大阪を創り上げていく観点から、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、このたび「2025（令和7）年度 政策・制度予算要請」をまとめました。

時代はポストコロナへとステージを移し、大阪の経済はインバウンドの順調な増加をはじめ緩やかに回復しています。2024 春季生活闘争では大阪においても賃上げ率が4%を超える過去最高の水準となりましたが、長引く物価上昇の影響は大きく実質賃金は2年以上にわたってマイナスとなり、また人手不足や物価高を背景とし企業倒産も増加するなど本格的な回復には至っていません。特に、有期、短時間、契約、派遣やひとり親、外国人など、不安定な立場で働く者はいまだ厳しい状況が続いており、経済の活性化を進めつつ、セーフティネットを整備し生活困窮者の支援をしていく必要があります。

また、開幕を目前に控えた「2025 大阪・関西万博」については、会場建設や環境対策、来場者輸送や災害対策など、安心・安全な開催へ向けて一つひとつ課題を解決していかなければなりません。万博が示す新たな技術やビジョンは、開催期間中はもとより将来へ向けた「大阪の持続的な成長」「府民の豊かな暮らし」に大きな影響をもたらすため、社会課題解決に向けて早期の社会実装が期待されます。

このたびの要請は、「子育て支援と教育の拡充」「高齢化社会への対応と障がい者福祉の充実」「ジェンダー平等とLGBTの理解促進」「地域公共交通の活性化及び再生」「行政改革等」の5項目としています。持続可能で包括的な社会の実現に向け、限りある財政状況の中ではありますが2025年度の施策に是非とも反映していただきたく要請いたします。

以上

2025（令和7）年度 政策・制度予算要請

目次

1. 子育て支援と教育の拡充

- (1) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて
 - ① 保育士等の確保と処遇改善に向けて
 - ② 待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて
 - ③ 市町村こども計画の策定に向けて <新規>
 - ④ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて
 - ⑤ 子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑥ ヤングケアラーへの対策について
- (2) 教職員の長時間労働是正と人材確保について
- (3) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について
- (4) 奨学金制度の改善について
- (5) 子どもの安心・安全の確保について

2. 高齢化社会への対応と障がい者福祉の充実

- (1) 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて
- (2) 地域包括ケアの推進について
- (3) 障がい者雇用の支援強化について

3. ジェンダー平等とLGBTの理解促進

- (1) 女性の人権尊重と被害への適切な対応について
- (2) 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

4. 地域公共交通の活性化及び再生

- (1) 交通弱者の支援強化に向けて
- (2) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <新規>

5. 行政改革等

- (1) 行政におけるデジタル化の推進について
- (2) 「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について
- (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて <新規>
- (4) 公契約条例の制定について
- (5) 市民の政治参加への意識向上にむけて

1. 子育て支援と教育の拡充

(1) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

① 保育士等の確保と処遇改善に向けて

保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

【背景】

保育人材の確保については喫緊の課題であり、労働条件・職場環境の改善を進める必要がある。「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。一方で、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必須。

② 待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園増設・保育士確保などを整備すること。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。

また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

【背景】

「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。

一方で、慣れない環境での子どもへの配慮や、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必須である。モデル実施・試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら引き続き市町村への支援を求める。

<新規>

③ 市町村こども計画の策定に向けて

「こども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。

困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通した切れ目のない支援を行うこと。

【背景】

こども基本法の第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、

国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。

同法第10条（都道府県子ども計画等）では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成するよう、また、市町村はこども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成するよう、それぞれ努力義務が課されている。

④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士・看護師確保の支援を行うこと。

また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステムの拡充を推進していくこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

【背景】

共働き・共育でも増加し、働き方が多様化する中、子育ての負担軽減のための支援メニュー拡大が求められている。

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け取り組みを支援すること。

【背景】

生活困窮者自立支援法の改正を受け、子ども食堂など居場所の充実と重層的支援体制整備事業との連携強化が盛り込まれている。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点となっているが、長引く物価上昇の影響を大きく受けている。

⑥ヤングケアラーへの対策について

各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【背景】

ヤングケアラーは子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合も多く、ケアラーとの接点がある学校・職場等で周囲が存在に気づけるよう広く認知度を高める必要がある。また、ケアラー本人が相談窓口や支援制度へアプローチできるよう、相談先の周知活動もあわせて重要な取組みとなる。

(2)教職員の長時間労働是正と人材確保について

教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理をおこない、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【背景】

教育の質を高め子どもの豊かな学びを保障するためには、教職員定数の改善、教職員や支援員等の労働条件を改善し人材確保をすることが重要である。

時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守するよう、課題整理のうえ抜本的に業務を見直し、教員の働き方改革を推進していく必要がある。

(3)子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

また、不足する支援学級への整備を早急に対応すること。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(4)奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元の中小零細企業に就職した場合の伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【背景】

関西域内でも京都・兵庫・奈良・和歌山で、また大阪府内でもいくつかの市町村で、中小企業の人材確保・府県内の就業定着策として企業支援を行っており、中小企業へ向け、従業員の奨学金の返済支援負担額の一部を補助する伴走支援型事業を実施している。

(5)子どもの安心・安全の確保について

保育中・通園中の子どもや保育士の交通事故を防止するため、保育施設周辺への「キッズ・ゾーン」設置に向け関係機関の意向を把握すること。

危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため危険箇所から優先してガードレール未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所への必要なメンテナンスも行うこと。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、府や国への要請を行うこと。

【背景】

現在、キッズ・ゾーンは東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められており、泉佐野市でもモデル園が指定されている。

2. 高齢化社会への対応と障がい者福祉の充実

(1)介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

【背景】

近年は「老々介護」も増加傾向にあり、持続可能な介護体制の整備には介護従事者の処遇改善は必須で、特に、地域包括ケアの柱として在宅介護を担うホームヘルパーの確保が重要となる。潜在介護職員の復職支援や、これからの介護を担う学生等への経済的支援も、あわせて実施していく必要がある。

また、介護現場における利用者・事業主からのハラスメントも多く、労働者を守る対策も喫緊の課題となっている。

(2)地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、大阪府と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断

的な活用施策の検討を行うこと。

【背景】

介護や支援が必要な人はもとより、ヤングケアラーやビジネスケアラー等も含めたすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要。

(3)障がい者雇用の支援強化について

大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

【背景】

雇用率は全国と同水準（全国 2.33%・大阪 2.35%）だが、達成企業割合は全国よりも低位（全国 50.1%・大阪 46.1%）であり、大手偏重の傾向にある。法定雇用率の段階的引き上げを考慮し、中小企業への取り組みが急務であり、ヒアリングによる企業ニーズ・個別課題に応じた支援が必要となってくる。地域に根ざした就労支援が重視されるため、市町村と大阪府とが連携したマッチング支援が求められている。

また、2024年4月から「改正障害者差別解消法」が施行し、民間企業においても合理的配慮の提供が義務化され、共生社会実現に向け理解促進のため更なる周知・徹底が必要。

3. ジェンダー平等と LGBT の理解促進

(1)女性の人権尊重と被害への適切な対応について

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【背景】

「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、NPO等の団体とも連携を強化しながら支援センター等の認知度向上を進める必要がある。例えば女性支援特別サイト「あなたのミカタ」、「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron（カランコロン）」などの関連情報を広く周知をし、相談者自身がアクセスしやすい環境づくりを進める。

また、SACHICOを中心とした支援ネットワークについては、大阪市内で一部拡大されるが、引き続き利用希望者の利便性向上に向けた拡大を望む。

重層的支援体制整備事業は「断らない・つながり続ける」支援の仕組みであり、実施にあたり人材確保が重要となる。

(2) 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

【背景】

2023年6月に「LGBT理解増進法」が国会で成立・施行されたが、社会の理解が進んでいるとは言えず、セクシャルマイノリティに対する偏見・差別は未だ残っている。条例の制定はゴールではなく、身近な市町村での取り組みが進むことが「暮らし」においては重要なため、職場（例：大阪市のLGBTリーディングカンパニー認証、茨木市のLGBTQフレンドリー企業登録など）や社会全体の理解促進に向けソフト（理解）・ハード（施設）の両方で更なる取り組みが必要。

4. 地域公共交通の活性化及び再生

(1) 交通弱者の支援強化に向けて

地域実態を調査し、その結果を踏まえバス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

大阪府とも積極的に連携し、「地域公共交通会議」「法定協議会」ではいわゆる交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見も反映すること。

【背景】

通勤・通学や医療・介護、各種行政サービスなど、市民生活に必要不可欠である。市民の自由な移動を確保するため、路線バスをはじめとした公共交通の減少・廃止は、喫緊の課題となっており、広域行政の役割として大阪府も積極的な地域公共交通への関与が必要である。地域活性化に向け、クロスセクター効果を算出して乗る人も乗らない人も地域全体で公共交通のあるべき姿を検討すべきである。

ライドシェアを実施するタクシー事業者には、運行・車両・運転者の管理責任が求められる。但し、市民生活に必要不可欠な地域公共交通の不足はライドシェアだけで解決できる課題ではなく、タクシー事業の営業区域見直しや、安全確保を大前提とした自動運転技術等の先進技術活用も含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等とも連携しながらあらゆる手段を検討すべきである。

<新規>

(2)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

【背景】

国民生活を支えるインフラ整備に寄与するための「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、大阪府へは引き続き安全運行確保の為の予算措置を求めている。

いわゆる2024年問題に対応し、これまで以上に休憩や荷待ちのためトラックのSA・PAや道の駅の利用機会増加が想定される。社会インフラとしての物流確保と渋滞緩和への施策として、運転手の長時間労働抑制に向けトラック休憩施設の整備なども重要と考える。

5. 行政改革等

(1)行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。

【背景】

情報格差（デジタルデバイド）対策を引き続き推進しつつ、個人にあわせた最適な手法（デジタルでも・アナログでも）が利用できるような環境整備が重要。

(2)「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルを活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

【背景】

公正・公平な税制と安心・信頼の社会保障制度を実現するためには、正確な所得捕捉が必要になる。マイナンバーとすべての預貯金口座のひも付けを行うことで、支援を必要とする層への「プッシュ型支援制度の構築」と、「金融所得課税を含む所得税の総合課税化」の実現をめざす。

<新規>

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

【背景】

公契約については労務費の価格転嫁が困難との声も多く、情報サービスやソフトウェア発注取引においては、予算執行の関係等から短納期発注が行われやすい状況がある。

公契約は下請法の対象外ではあるものの、下請けガイドラインや「価格交渉の指針」等に準拠した適正取引が行われるよう整備が必要。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を推進すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

【背景】

公契約条例の制定は、公共サービスの安全・品質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保に効果があり、民間事業の活性化、人手不足の解消へも期待されている。

*総合評価入札制度導入済 27 市町：

大阪市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、高槻市、茨木市、交野市、枚方市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、河南町、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市

(5) 市民の政治参加への意識向上にむけて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。